

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十二条の三第二項第四号の規定に基づき、令和四年消防庁告示第二号（畜舎等に係る基準の特例の細目）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

消防庁長官 原 邦彰

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第二 特例を適用する畜舎等</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 規則第三十二条の三第二項第四号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものは、次のとおりとする。ただし、(一)から(八)までの物資及び(九)の車両を同一の保管庫に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。</p> <p>〔一〕(四) 略</p> <p>〔五〕 鶏卵その他の畜産物又はその加工品</p> <p>〔六〕(九) 略</p> <p>(九)の車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）</p> <p>〔十一〕(九)の車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具</p> <p>〔十二〕(九)の車両にけん引される農業用機械器具</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第二 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 規則第三十二条の三第二項第四号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものは、次のとおりとする。ただし、(一)から(七)までの物資及び(八)の車両を同一の保管庫に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。</p> <p>〔一〕(四) 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔五〕(八) 同上</p> <p>(八)の車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）</p> <p>〔十一〕(八)の車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具</p> <p>〔十二〕(八)の車両にけん引される農業用機械器具</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。